

港湾における i-Construction・インフラ DX 推進委員会 設置の目的

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、国民生活や経済活動の基盤となるインフラの整備・維持管理を将来にわたって持続的に実施していくためには、建設分野における生産性向上は避けられない課題である。

国土交通省においては、2016 年度より、建設現場における生産性を向上させ魅力ある建設現場を目指す i-Construction に取り組むとともに、インフラ関連の情報提供やサービスを含めて、デジタル技術を活用し働き方を変革するインフラ分野の DX を推進している。2024 年度には、新たな建設現場の生産性向上（省人化）の取組を「i-Construction2.0」としてとりまとめ、施工、データ連携、施工管理を 3 本の柱として建設現場のオートメーション化を進めている。

これらの実現に向けては、中長期的な視野のもと、BIM/CIM の概念及び DX の進展に合わせた建設生産プロセスのあり方など、より幅の広い議論が必要となる。

本委員会は、港湾の建設現場においてデジタル技術を最大限活用した生産性向上及び業務そのものの変革のための取組として、ICT 施工の拡大、新たな技術の導入、建設生産プロセスの全体最適化、3 次元データの利活用及びデータ連携を進めるための検討を行うとともに、必要な基準類の改良及び策定を行うことを目的として設置するものである。

港湾における i-Construction・インフラ DX 推進委員会 規約(案)

(名称)

第1条 この委員会は、港湾における i-Construction・インフラ DX 推進委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、港湾における i-Construction をはじめとするインフラ DX を推進するにあたり、関係業界等の意見を聴取し、施策に反映することで、具体的な課題解決に向け共通の認識を得ることを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の中から学識経験者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行にあたる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、委員会が円滑に進行できるよう運営支援を行う。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、大臣官房公共事業調査室及び港湾局技術企画課が行う。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議事及び資料は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨については、事務局は委員長の確認を得たのち、委員会後速やかにホームページで公開する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会で定めるものとする。

附則1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。